

高保第514号
令和4年6月27日

各関係団体の長 殿

青森県健康福祉部長
(公印省略)

令和4年度青森県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱について

このことについて、別紙のとおり制定し、県ホームページに掲載したのでお知らせします。

記

1 県ホームページ

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/kaigo-service-teikyoutaisei-kakuho.html>

担当 高齢福祉保険課
介護事業者グループ
電話 017-734-9299
FAX 017-734-8090



令和4年度青森県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業者等のサービス提供体制確保事業に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援するための、通常の介護サービス提供時では想定されない経費等を補助する事業です。

1 補助対象

- ・ 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保に係る費用
- ・ 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用
- ・ 感染性廃棄物の処理費用
- ・ 在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用
- ・ 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用 等

2 対象施設

- ・ 新型コロナウイルス**感染者が発生**又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む）
- ・ 新型コロナウイルス流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所 等

3 補助金の額等

サービス毎に定められた基準単価と対象経費合計額と比較して少ない額

4 補助対象期間

令和3年4月から令和5年3月末までに購入（支払）したもので、既に令和3年度分補助金の対象となった期間は除きます。

5 申請方法・提出先

郵送：提出先 〒030-8570 青森市長島1-1-1
青森県高齢福祉保険課 介護事業者グループ

6 申請期間

随時（第1回〆切8/31 第2回〆切10/31 第3回〆切2/28）

上記締切に対応できない場合は、御相談ください。

ただし、令和3年度分は、**令和4年8月31日**までに提出してください。

詳細についてはホームページをご覧ください。

事業詳細については、青森県庁ホームページに掲載している補助要綱・Q&A等をご覧ください。

「【介護保険】令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金について」

<https://pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/kaigo-service-teikyoutaise-kakuho.html>

(別表1)

令和4年度青森県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助の補助対象となる介護サービス事業所等

○青森県内に所在する、次に掲げる介護サービス事業所等を補助対象とする。

1 介護施設等
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅
2 訪問系サービス事業所
訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所（別表2の（1）アの事業を除く）及び居宅療養管理指導事業所
3 短期入所系サービス事業所
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る）
4 通所系サービス事業所
通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）

5 高齢者施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

(別表2)

令和4年度青森県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助対象経費

以下の介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費とする。(ただし、介護報酬及び他の補助金等で措置されるものを除く。)

(1) 対象となる事業所・施設等

ア 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等(休業要請を受けた事業所・施設等を含む)

- ①利用者又は職員に感染者が発生した別表1の1～4に定める介護施設等、訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、通所系サービス事業所(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む)
- ②濃厚接触者に対応した別表1の1～3に定める訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等
- ③県又は保健所を設置する市から休業要請を受けた別表1の3及び4に定める短期入所系サービス事業所、通所系サービス事業所
- ④感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した別表1の1に定める介護施設等(上記①、②の場合を除く)
- ⑤病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った別表1の5に定める高齢者施設等

イ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する別表1の4に定める通所系サービス事業所

上記アの①、③以外の通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)を除く)であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所(通常形態での通所サービス提供が困難であり、感染の未然に代替措置を取った場合(近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合(感染者が一定数継続して発生している状況等)に限る))

ウ 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(以下のいずれかに該当)の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う別表1の1～4に定める事業所・施設等

- ・上記アの①又は③に該当する介護サービス事業所・施設等
- ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した別表1に定める介護サービス事業所

(2) 対象経費

令和3年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を対象経費とする。

ア a. (1)アの①から③に該当する事業所・施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

①職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用(別表3のとおり。(介護施設等に限る))

②通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

③介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用

④感染性廃棄物の処理費用

⑤感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用

⑥通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)

※なお、②、⑥については、代替サービス提供期間の分に限る

b. (1)アの④に該当する介護施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

一定の要件に該当する自費検査費用(別表3のとおり。(介護施設等に限る))

e. (1) アの⑤に該当する高齢者施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用(別表4のとおり。(高齢者施設等に限り))

イ (1) イに該当する事業所

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

⑦通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

⑧通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)

※なお、⑦、⑧については、代替サービス提供期間の分に限る

ウ (1) ウに該当する事業所・施設等

速携により緊急時の人材確保支援を行うための費用

- ・感染者が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保
- ・感染者が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費

(別表3)

本要綱別表2(2)アの対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 助成対象

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きい。行政検査により、感染者が多数発覚している地域やクラスターが発生している地域において、特に高齢者施設(施設系・居住系)については、感染者が一人も発生していない施設であっても、職員・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査を実施することとされていることを踏まえて、以下の介護施設等を対象とする。

(対象施設等)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護を除く)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

2 助成の内容及び要件

以下の要件に該当する自費での検査費用を助成対象とする。

1の対象施設等において、

- ・濃厚接触者と同居する職員
- ・発熱等の症状(※)を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員
- ・面会後に面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所者

などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

※「症状」とは、新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状を指す。

①近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること

②保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した

自費検査であること。

※なお、②については、自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書を作成し本事業の申請書と併せて県に提出すること。県は必要に応じて保健所等にも確認して理由書の確認を行うものとする。

※なお、感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業の対象とはならない。

3 助成の上限額

一人1回当たりの補助上限額は2万円を限度とする。(ただし、別表5の補助基準単価の範囲内)

4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

(別表4)

本要綱別表2(2)アcの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 助成対象

高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、

- ・病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなり、
- ・保健所の指示等に基づき、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

(対象事業所・施設)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

2 助成の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ①必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ②ゾーニング(区域をわけ)の実施
- ③コホーティング(隔離)の実施、担当職員を分ける等の勤務調整
- ④状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑤症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1の対象事業所・施設等であって、以下の(1)及び(2)の要件に該当する場合とする。

- (1)保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- (2)保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～③を実施した高齢者施設等であること。

※なお、(1)及び(2)については、参考のチェックリストに記載し、本事業の申請書と併せて県に提出すること。また、県は必要に応じて保健所等にも確認し、(1)及び(2)の確認を行う。

感染対策等を行った上での施設内療養に要する費川の補助に係るチェックリスト

また、上記①～⑤に加え、以下の⑥⑦いずれも満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

④令和4年1月9日以降において、1の対象事業所・施設が所在する区域が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「緊急事態措置等」という。）を実施すべき区域とされていること。

※ 令和4年3月21日時点で緊急事態措置等を実施すべき区域とされている都道府県については、緊急事態措置等を実施すべき区域から除外された場合であっても、令和4年4月7日までは⑥の要件を満たすものとする。また、令和4年4月8日から令和4年7月末日までは、緊急事態措置等を実施すべき区域以外の区域においても⑥の要件を満たすものとする。

⑦小規模施設等（定員29名以下）にあつては施設内療養者が同一日に2人以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養者が同一日に5人以上いること（施設内療養者は発症後15日以内の者とする。）。

3 助成の上限額

施設内療養者一人当たり15万円とする。ただし、15日以内に入院した場合は、発症日から入院までの施設内での療養日数に応じ、一人当たり一日1万円を補助する。

また、2の⑥⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人当たり一日1万円を追加補助する（一人当たり最大15万円を追加補助。）。追加補助については、小規模施設等は1施設当たり200万円、大規模施設等は1施設当たり500万円を限度額とする。

ただし、補助額は追加補助分を含め別表5の補助基準単価の範囲内とする。

4 その他

本助成は、本実施要綱別表2（2）の対象経費の「アa.（1）アの①から③に該当する事業所・施設等」への対象経費とあわせての助成が可能である。

1 施設内療養を実施することになった経緯（複数の者がいる場合はまとめて記載することも可能）

例）保健所に感染者の入院調整を依頼したが、病床ひっ迫等により入院ができなかった。

2 チェックリスト

確認項目
<input type="checkbox"/> 必要な感染予防策を講じた上でサービス提供を実施した。
<input type="checkbox"/> ゾーニング（区域をわける）を実施した。
<input type="checkbox"/> コホーティング（隔離）の実施や担当職員を分ける等のための勤務調整を実施した。
<input type="checkbox"/> 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察を実施した。
<input type="checkbox"/> 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローを確認した。
<input type="checkbox"/> 常時（夜間、深夜、早朝を含む。）、1人以上の職員を配置した。

※各項目は施設内療養時の手引きを参考に実施すること。

※各項目を実施したことが分かる資料を保存しておき、求めがあった場合は、速やかに提出すること。

その他

※本資料への虚偽記載があった場合は、基金からの補助の返還や指定取消となる場合がある。

本資料の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 事業所名
代表者 職名 氏名

令和4年度青森県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること等から、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援するため、必要な経費等について、令和4年度予算の範囲内において、介護サービス事業所等を運営する設置者に対し、青森県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則(昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象施設)

第2 補助金の交付の対象となる介護サービス事業所等は、別表1に定めるところとする。

(補助事業、補助対象経費及び補助金の額等)

第3 補助金の交付の対象となる新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業(以下「補助事業」という。)は、「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」(令和4年3月23日老発0323第2号)の別紙「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」に基づく緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表2に定めるところとし、補助基準単価は、別表5に定めるところとする。なお、同表に定める補助基準単価は年度単位で適用する。

3 補助金の額は、別表5に定める補助基準単価に基づく算定額と補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない額以内の額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請書等)

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式(1)(総括表)【令和4年度に生じた費用分】又は第1号様式(4)(総括表)【令和3年度に生じた費用分】によるものとし、申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業所・施設別申請額一覧【令和4年度に生じた費用分】(第1号様式(2))又は事業所・施設別申請額一覧【令和3年度に生じた費用分】(第1号様式(5))
- (2) 事業所・施設別個票【令和4年度に生じた費用分】(第1号様式(3))又は事業所・施設別個票【令和3年度に生じた費用分】(第1号様式(6))
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び額の確定等)

第5 知事は、第4の規定により提出された申請書を審査の上、これを適正と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、補助金の交付の決定及び額の確定通知書によりその旨を通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、財産管理台帳(第2号様式)その他の関係書類を作成し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額

が0円の場合を含む。)には、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書(第3号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに、知事に報告すること。

また、知事の定めるところにより、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付すること。

(5) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和5年4月1日から5年間保管しておくこと。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、当該期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(申請の取下げの期日)

第7 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、補助対象事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第9 補助金の請求は、補助金請求書(第4号様式)を知事に提出して行うものとする。

附 則

この要綱は、令和4年6月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

(別表5) 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業(基準単価)

基準単価(単位:千円、1事業所又は1定員当たり)

助成対象		事業所・施設等の種別(※1)	(1) 緊急時介護人材確保・環境整備費等支援事業		(イ) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所	(ウ) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(以下のいずれかに該当)の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員を派遣を行う事業所・施設等
			(ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等(休業要請を受けた事業所・施設等を含む)(17を除く)	(イ) 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(職員に複数濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む)		
			各サービス共通		各サービス共通	
通所系	1	通常規模型	537	/事業所	537	/事業所
	2	通所介護事業所	684	/事業所	684	/事業所
	3	大規模型(Ⅰ)	889	/事業所	889	/事業所
	4	地域密着型通所介護事業所(兼業通所介護事業所を含む)	231	/事業所	231	/事業所
	5	認知症対応型通所介護事業所	226	/事業所	226	/事業所
	6	通常規模型	564	/事業所	564	/事業所
	7	通所リハビリテーション事業所	710	/事業所	710	/事業所
	8	大規模型(Ⅱ)	1,133	/事業所	1,133	/事業所
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	27	/定員	-	13 /定員
訪問系	10	訪問介護事業所	320	/事業所	-	160 /事業所
	11	訪問入浴介護事業所	339	/事業所	-	169 /事業所
	12	訪問看護事業所	311	/事業所	-	156 /事業所
	13	訪問リハビリテーション事業所	137	/事業所	-	68 /事業所
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	508	/事業所	-	254 /事業所
	15	夜間対応型訪問介護事業所	204	/事業所	-	102 /事業所
	16	居宅介護支援事業所	148	/事業所	-	74 /事業所
	17	福祉用具貸与事業所	-	-	-	282 /事業所
	18	居宅療養管理指導事業所	33	/事業所	-	16 /事業所
	19	小規模多機能型居宅介護事業所	475	/事業所	-	237 /事業所
入所施設・居住系	20	看護小規模多機能型居宅介護事業所	638	/事業所	-	319 /事業所
	21	介護老人福祉施設	38	/定員	-	19 /定員
	22	地域密着型介護老人福祉施設	40	/定員	-	20 /定員
	23	介護老人保健施設	38	/定員	-	19 /定員
	24	介護医療院	48	/定員	-	24 /定員
	25	介護療養型医療施設	43	/定員	-	21 /定員
	26	認知症対応型共同生活介護事業所	36	/定員	-	18 /定員
	27	養老老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)	37	/定員	-	19 /定員
	28	養老老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)	35	/定員	-	18 /定員
対象経費			<p>○(ア)①～③に該当する事業所・施設等の場合</p> <p>【緊急時の介護人材確保に係る費用】</p> <p>○ 職員に感染者による人員不足に伴う介護人材の確保</p> <p>緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、補宅困難職員の宿泊費、運送費等との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用(別表3のとおり、介護施設等に限る)</p> <p>○ 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保</p> <p>緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用</p> <p>【環境整備の復旧・環境整備に係る費用】</p> <p>○ 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用</p> <p>○ 感染症発生時の処理費用</p> <p>○ 感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用</p> <p>○ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用</p> <p>○ 代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)</p> <p>※なお、②、③については、代替サービス提供期間のみに限る</p> <p>○(イ)①に該当する施設等の場合</p> <p>【緊急時の介護人材確保に係る費用】</p> <p>○ 職員に感染者による人員不足に伴う介護人材の確保</p> <p>一定の要件に該当する自費検査費用(別表3のとおり、介護施設等に限る)</p> <p>○(ア)②に該当する高齢者施設等の場合</p> <p>【緊急時の介護人材確保に係る費用、環境整備の復旧・環境整備に係る費用】</p> <p>感染者対策を行った上で施設内感染に要する費用(別表4のとおり、高齢者施設等に限る。)</p>		<p>【連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用】</p> <p>○ 感染者が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保</p> <p>○ 感染者が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費</p>	
助成額			<p>・1事業所・施設等につき、(1)(ア)、(1)(イ)、(1)(ウ)それぞれを基準単価まで助成することができる。</p> <p>・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の増減が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>なお、(1)(ア)及び(ウ)の事業所・施設等のうち特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、厚生労働省が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。</p>			

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、

- 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～28)により助成する。
- 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～28)により助成する。
- 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

※2 「通所系サービス事業所の職員により利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った事業所」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な扱いについて(第2報)」(令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、認知症・老人保健課速名事務連絡)別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。

※3 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(通所系サービス事業所が※2の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む)が連続3日以上の場合を指す。